

# 平成 23 年度 行政監査の結果について（概要版）

## 1 事項

平成 23 年度行政監査の結果について

テーマ：「県単独補助金について」（監査対象年度 平成 22 年度）

## 2 監査テーマ選定理由

補助金は、福祉の向上や経済活動の支援等、一定の行政目的を達成するために交付されるものであり、さまざまな県の政策や施策を推進するうえで重要な役割を担い、近年その種類や形態が広範囲に及んでいることから、適正かつ公正に執行する必要があります。

そこで、県単独補助金について、事務手続き面に加え、適切に見直しが行われているか、補助の効果・成果が十分把握されているかなど、総合的な観点から監査を実施することにより、補助金を交付する県として改善すべき点を明らかにし、補助事業がより効果的かつ効率的に執行されることを目的として、本テーマを選定しました。

## 3 監査の概要

### (1) 監査対象補助金及び対象機関

監査の対象とした補助金は、「三重県補助金等交付規則（以下「県規則」という。）第 2 条の規定に該当する補助金等のうち、県単独制度の補助金であり、その財源が県費のみで、平成 22 年度に補助実績のあったもの」としました。また、監査の対象機関は、監査対象補助金を所管する県の機関としました。

監査対象補助金を選定するにあたり、各部局に対し、補助金の概要等に関する調査を実施し、提出された調査票により 273 補助金を県単独補助金として把握しました。

この中から、主に「事業費補助」、「運営費補助」について、

- ① 複数の地域機関で執行しているもの
- ② 平成 22 年度の補助額が高額なもの
- ③ 市町を通じ交付するもので、県民生活に密接に関係するもの

を中心に、執行部局のバランスを考慮し、約 1 割にあたる 30 補助金（別表）を抽出し、監査対象補助金としました。

### (2) 監査対象年度及び実施時期

平成 22 年度を対象とし、平成 23 年 2 月から 23 年 10 月までの間に実施しました。

### (3) 監査実施方法

選定した 30 補助金について、事前に各監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、その概要を把握するとともに、実地調査等を行い、その結果をふまえて監査を実施しました。

#### (4) 監査の着眼点

- ① 補助制度
  - ・補助事業の見直しは適切に行われているか。
- ② 補助事業に関する規定状況
  - ・補助金交付要綱、要領等は適正に定められているか。
- ③ 補助金交付等の事務手続き
  - ・補助金交付事務手続きは適正に行われているか、補助事業の遂行状況、実績の確認は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果・成果の把握
  - ・補助事業の効果・成果の確認や検証は行われているか。
- ⑤ 地域機関への制度周知、指導
  - ・地域機関で交付事務等を実施している場合、本庁との協働体制はどうか、地域機関で差異のない取扱いが確保されているか。

(別表)

補助金名	22年度補助額	担当部局
1 市町村自主運行バス等維持費補助金	116,119,000円	政策部
2 過疎市町等地域づくり支援事業補助金	13,100,000円	政策部
3 緊急地震対策促進事業補助金	92,460,000円	防災危機管理部
4 私立専修学校振興補助金	39,101,160円	生活・文化部
5 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金	18,412,000円	生活・文化部
6 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金	6,171,011円	生活・文化部
7 三重県留学生等支援事業補助金	16,830,257円	生活・文化部
8 小児科医確保事業補助金	5,921,000円	健康福祉部
9 福祉活動指導員設置費補助金	41,620,000円	健康福祉部
10 軽費老人ホーム運営費補助金	934,709,000円	健康福祉部
11 障がい者小規模作業所事業費補助金	78,097,000円	健康福祉部
12 放課後児童クラブ活動事業費補助金	9,432,000円	健康福祉部
13 家庭支援推進保育事業費補助金	4,390,000円	健康福祉部
14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	29,000,000円	環境森林部
15 浄化槽設置促進事業補助金	361,753,000円	環境森林部
16 がんばる三重の林業創出事業費補助金	80,722,483円	環境森林部
17 運輸事業振興助成交付金	558,867,000円	農水商工部
18 多品目適量産地育成事業費補助金	9,814,000円	農水商工部
19 農山漁村再生モデル支援事業費補助金	3,000,000円	農水商工部
20 みえの真珠養殖再生支援交付金	50,152,000円	農水商工部
21 漁業就業研修支援事業費補助金	9,828,000円	農水商工部
22 中小企業の市場化支援事業費補助金	16,521,070円	農水商工部
23 小規模事業支援費補助金	1,324,847,857円	農水商工部
24 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金	28,507,782円	農水商工部
25 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金	14,650,000円	農水商工部

26 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	553,223,000円	県土整備部
27 木造住宅耐震補強事業費補助金	50,708,000円	県土整備部
28 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金	10,164,722円	教育委員会事務局
29 文化財保護事業補助金	134,529,000円	教育委員会事務局
30 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金	5,000,000円	警察本部
合 計	4,617,650,342円	

#### 4 監査結果の概要

##### (1) 総括意見

県単独補助金のあり方について、①公益性があるか、②制度創設時の目的を達成し、その役割を終えていないか、③県が担う領域であるか、④国等に類似の補助事業はないか、などの視点で継続的に見直しを行うとともに、補助金による支援が公益に資することを第一に、県民ニーズに適切かつ的確にこたえられるよう制度の充実、改正を図り、これまで以上に効果的・効率的なものとなるよう努められたい。

さらに、補助事業終了後も状況確認やフォローアップを継続して実施するなど、補助金の効果・成果の把握に努め、補助目的を効果的に達成させるとともに、今後の施策に反映させるしくみづくりが進められるよう望むものである。

##### (2) 着眼点別意見

###### ① 補助制度について

補助事業をとりまく社会経済情勢は刻々と変化していることから、あらかじめ見直しを行う時期（終期）を設定して、一定の期間ごとに、官と民、県と市町との役割分担、事業効果による補助目的の達成状況、公平性等の観点から、補助事業の内容を見直すことにより、廃止、統合、縮小、継続の判断を行われたい。

見直し時期（終期）の設定状況

補助金数	見直しを行う時期（終期）を設定している	見直しを行う時期（終期）を設定していない	
			うち平成16年以降に創設されたもの※
30	13	17	4

※ 平成15年12月に示された「県単独補助金の見直し方針」において、「新規補助事業の創設にあたっては、既存補助事業を廃止するなど、スクラップ・アンド・ビルドを原則とするとともに、必ず終期設定を行ったうえで、新規補助制度を創設することとする。」とされている。

###### ② 交付要領等における規定状況について

###### ア 交付申請書提出期限の設定等

県規則において別途定めるよう規定されているにもかかわらず、補助金等交付申請書の提出期限や申請取下げ期限、補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等に定められていないものが見受けられたので、交付要領等で明示されたい。

交付要領等への明示状況

補助金数	提出期限が定められていない	申請取下げ期限が定められていない	状況報告書に添付すべき書類が定められていない
30	4	19	18

イ 補助対象経費の明確化

補助対象経費が明確になっていないものが2補助金見受けられたので、交付要領等で明確かつわかりやすく規定し、補助事業者に明示されたい。

ウ 取得財産の管理

補助事業により取得した財産については、事業終了後も適切に管理されるよう、交付要領等で管理台帳の整備など財産管理の方法等を規定し、補助事業者に明示することが望ましい。

③ 補助金交付等の事務手続きについて

ア 交付決定前の事業着手

交付要領等に特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前に事業着手されているものが見受けられたので、当初予算の成立以後速やかに交付決定に向けた準備作業を開始するか、または交付要領等で事前着手を認める補助対象について明示するなどされたい。

交付決定前の事業着手の状況

補助金数	事業着手を認めているとしているもの	
	うち要領等に明示していないもの	
30	11	7

イ 補助事業等状況報告書の提出

補助事業等状況報告書が、未提出のものや交付要領等で定めた期限内に提出されていないものが見受けられたので、適時適切に提出するよう、補助事業者に指導されたい。

ただし、あらかじめ補助金額が年額で定められているものや短期間で補助事業が完了するものなど、必ずしも状況報告を必要としないものもあることから、その必要性や提出のあり方について検討されたい。

状況報告書の提出状況

補助金数	状況報告書の提出 有			状況報告書の提出 無		
	うち要領等に規定 有	〃 規定 無		うち要領等に規定 有	〃 規定 無	
30	10	9	1	20	3	17

ウ 補助金の概算払

補助金の支払において、必要性が明確になっていないまま、概算払が行われているものが見受けられたので、支出時期、支出内容、補助事業者の財務状況等を勘案し、その必要性を判断したうえで行われたい。

概算払の状況

補助金数	概算払を行っているもの	
		うち必要な理由が明確になっていないもの
30	17	7

エ 補助事業の履行確認

補助事業の履行の確認に係る事務が適切に行われていないものが3補助金見受けられたので、今後適正な事務執行に努められたい。

オ 補助事業の検査

補助事業の検査にあたっては、提出物の確認のみの書面検査にとどまらず、実地検査を実施することが望ましい。

実地検査を行うにあたっては、組織内の誰が検査を実施しても一定の検査水準が確保できるしくみづくりを進めるとともに、検査におけるけん制機能を発揮するため、交付事務担当者と異なる者を検査職員として指定することが望ましい。

補助事業の検査の状況

補助金数	書面による検査を実施	実地検査を実施	
			うち交付事務担当者が検査を実施
30	20	10	9

カ 不用額の削減

多額の不用額（2割以上）が発生しているものが2補助金見受けられたので、適切な時期に必要な事業費を把握し、不用額の削減に努められたい。

④ 補助金の効果・成果の把握について

ア 成果指標の設定

成果指標を設定していないものが多数見受けられたので、何らかの指標を設定して、効果・成果を具体的に検証できるしくみづくりを進めることが望ましい。

成果指標の設定状況

補助金数	設定している	設定していない			
		うち理由を定量的な指標の設定が困難としているもの	うち事業形態上なじまないとしているもの	その他	
30	10	20	11	2	7

イ 効果・成果等の公表

補助事業の効果・成果等を公表していないものが見受けられたので、公益性、透明性の確保の観点から、県民にわかりやすく説明できるような方法で、積極的に効果・成果等を公表することが望ましい。

効果・成果等の公表状況

補助金数	公表している			公表していない
	基本事業目的評価表等	成果発表会等		
30	23	15	8	7

ウ 効果・成果の継続的な把握

補助事業の効果・成果は、補助事業年度の翌年度のみではなく、それ以降にも及ぶものであることから、事業終了後も継続して状況確認やフォローアップを行い、補助目的を効果的に達成させるとともに、今後の施策に反映させることが望ましい。

⑤ 地域機関への制度周知や指導について

地域機関で交付事務等が行われている 6 補助金のうち、地域機関によって事務手続きに差異があるなどの事例が 5 補助金見受けられたので、事務マニュアルを整備し、その内容を周知徹底するなど、本庁と地域機関が連携を密にして事業執行されたい。

5 県単独補助金の状況

今回、監査対象補助金（30 補助金）以外の 243 補助金についても、規定の状況や事務手続き等について、補足調査票の提出を求めました。

各部局からの回答結果では、監査結果と同様の状況が見受けられたので、これらの補助金についても、監査結果を参考とし、各補助金の趣旨や特性を勘案しつつ、補助事業の適正な執行や見直しに努めることが望まれます。

なお、監査対象補助金を加えた 273 補助金の状況については、以下のとおりでした。

○ 交付要領等への明示状況

補助金数	申請取下げ期限が定められていない	状況報告書に添付すべき書類が定められていない
273	192	137

○ 状況報告書の提出状況

補助金数	状況報告書の提出 有			状況報告書の提出 無		
		うち要領等に規定 有	〃 規定 無		うち要領等に規定 有	〃 規定 無
273	112	93	19	161	43	118

○ 成果指標の設定状況

補助金数	設定している	設定していない			
		うち理由を定量的な指標の設定が困難としているもの	うち事業形態上なじまないとしているもの	その他	
273	76	197	106	40	51

○ 効果・成果等の公表状況

補助金数		公表している		公表していない
		基本事業目的評価表等	成果発表会等	
273	126	83	43	147

**6 監査結果の意見に対する改善状況の把握**

今回の監査結果については、監査の結果に基づき講じた措置について各部局等から報告を求め、改善状況を把握するとともに、今後の定期監査等において検証、確認していきます。